

第1節 組織供給体制づくり

1.1 災害対策本部組織体制

東日本大震災により、県は災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した。

- (1) 設置日時 平成23年3月11日 14:46
- (2) 設置場所 県自治会館 3階 大会議室
- (3) 班体制

班名	主な所掌事務
総括班	本部員会議運営、対策方針に関すること。救助応援等各種手続き、各班への指示・連絡調整等に関すること。
情報収集班	被害・生活等情報の収集、市町村・消防本部その他の機関の応急活動の把握、本部各班・地方本部への情報提供に関すること。
通信班	防災行政無線の管理統制、気象情報等の收受及び通信に関すること。
広報班	災害に関する広報、関係機関等に対する情報提供、報道機関の取材対応等に関すること。情報及び記録の整理及び保存に関すること。
渉外班	政府及び国会に対する要望書等の作成に関すること。政府及び国会の視察団の対応、激甚災害法の各部調整に関すること。
活動支援班	災害対策本部の庶務に関すること。災害対応要員等の安全確保、食料・宿泊先の確保に関すること。
救援班	応急救助に関すること。避難所等の開設、医療及び医薬品の確保に関すること。ライフラインの確保に関すること。
物資班	食品、生活必需品等の確保・供与等、支援物資等の受入配分に関すること。

班名	主な所掌事務
住民避難・安全班	被災住民の避難に関すること。避難路及び緊急輸送路等の確保、避難手段・輸送手段の確保に関すること。社会秩序の維持及び安全の確保に関すること。
原子力班	事故状況の把握及び連絡に関すること。環境放射能モニタリング、汚染物質の除去等に関すること。

1.2 災害対策本部内応急仮設住宅組織体制

応急仮設住宅の建設や応急住宅の確保の役割を担うため、土木部に住宅対策本部を設置した。

1.3 管理市町村との役割分担

災害救助法に基づく応急仮設住宅の実施にあたり、「福島県応急仮設住宅実施要綱」を定め、県及び管理市町村の役割を規定した。

(1) 県の役割

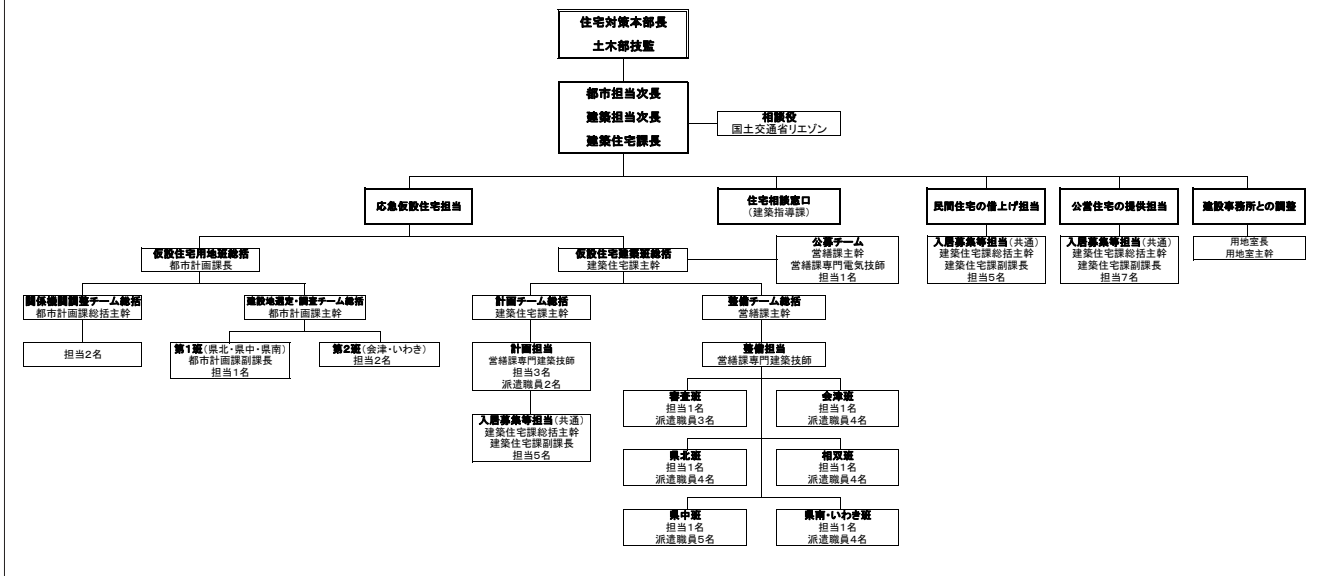
- ア 建設用地の調査、選定、土地所有者等との協議に関すること
- イ 用地造成、建設・撤去の設計・工事監理に関すること
- ウ 協会・市町村との調整に関すること
- エ 建設・撤去等費用の支払いに関すること

(2) 市町村の役割

- ア 応急仮設住宅建設の要請に関すること
- イ 建設用地確保の支援に関すること
- ウ 入居者の許可及び退去に関すること
- エ 住宅の管理・修繕に関すること

応急仮設住宅に係る事務を、この役割分担に応じて県から市町村へ委任するために、県と管理市町村は基本協定を締結した。

■土木部住宅対策本部体制(応急仮設住宅の供給・民間住宅の借上げ・公営住宅の提供)



福島県応急仮設住宅実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「東北地方太平洋沖地震」による津波及び原子力発電所事故等で住宅を失い、自らの資力では住宅を得ることのできない県民の一時収容を目的として、福島県が、市町村の要請に応じ、災害救助法(以下「法」という。)に基づく「応急仮設住宅」を供給するための必要な事項を定めるものである。

(供給計画)

第2条 供給戸数は、被災状況を勘案し、14,000戸を目標とする。

- 供給は、福島県、市町村、社団法人プレハブ建築協会(以下「協会」という。)等が協働して円滑かつ速やかに行う。

(県の役割)

第3条 県は、被災の状況及び市町村の要請を踏まえ、応急仮設住宅を供給するとともに、応急仮設住宅に関する以下の事務を行う。

- 建設用地の調査、選定、土地所有者等との協議に関すること
- 用地造成、建設・撤去の設計・工事監理に関すること
- 協会・市町村との調整に関すること

(市町村の役割)

第4条 市町村は、被災者及び避難者等の状況を勘案し、応急仮設住宅を供給するとともに、応急仮設住宅に関する以下の事務を行う。

- 応急仮設住宅建設の要請に関すること
- 建設用地確保の支援に関すること
- 入居者の許可及び退去に関すること
- 住宅の管理・修繕に関すること

(基本協定)

第5条 福島県と市町村は、より円滑な応急仮設住宅の供給と適正な管理を行うため、役割を定めた基本協定を締結する。

(応急仮設住宅の条件)

第6条 応急仮設住宅には、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がないもの、若しくは原子力事故による避難指示等が発令されている地域から避難しているもので、自らの資力では住宅を得ることができないものを収容する。

- 2 室内面積は、法に基づく基準室内面積(29.7㎡)を標準とし、20㎡タイプ、30㎡タイプ、40㎡タイプの3種類とする。

- 3 応急仮設住宅を設置するために支出する費用は、1戸あたり6,000,000円以内とする。(※国調整中)

(入居許可)

第7条 入居の許可は、被災住民の意向、家族の状況を勘案し、市町村が公正に行う。

- 2 県は市町村の要請に応じて、関連資料の提供、住民意向確認、入居者の選定、その他関連する事務を支援する。

なお、入居要件及び入居手続き等の募集に必要な事項については、別に定めることとする。

(経費の負担)

第8条 応急仮設住宅に必要な経費の負担は、次に掲げるとおりとする。

- 一 建設に関する費用は県が負担する。
- 二 撤去及び買い取りに関する費用は県が負担する。
- 三 損害賠償保険料は、福島県が負担する。
- 四 光熱費、共益費等及び修繕費は、入居者が負担する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年3月28日から施行する。

福島県応急仮設住宅に関する基本協定書

(趣旨)

第1条 この基本協定は、市町村の要請に応じ、災害救助法(以下、「法」という。)に基づく、「応急仮設住宅」の実施に際し、法第30条第1項に基づき、福島県知事の権限を〇〇市(町村)長に委任する場合において、福島県(以下「甲」という。)と〇〇市(以下「乙」という。)の責務、住宅の基準等に関して必要となる基本的事項を定めるものとする。

(福島県の責務)

第2条 甲は、乙の要請に応じて、応急仮設住宅を供与する。(〇〇市の責務)

第3条 乙は、被災者、避難者等の状況を勘案し、応急仮設住宅の供与を甲に要請するとともに、応急仮設住宅に関する以下の事務を行う。

- 一 入居者の調整に関すること
- 二 入居者の選定および入退去に関すること
- 三 住宅の管理に関すること
- 四 入居者の支援に関すること

(家賃等の負担)

第4条 甲、乙及び入居者の家賃等の負担は下表による。

項目	負担の内容
建設費(買取)	甲が負担する。
賃料(リース)	甲が負担する。
撤去費用	甲が負担する。
損害賠償保険料(買取)	甲が負担する。
共益費	入居者が負担する。
光熱水費	入居者が負担する。
町内会費等	入居者が負担する。
修繕費	入居者が負担する。

(住宅の要件)

第5条 応急仮設住宅は、以下の基準に合致する住宅とする。
一 住戸の床面積は、29.7㎡を標準とし、入居予定者の世帯の状況に適した床面積を有する住宅であること

(入居の期間)

第6条 応急仮設住宅への入居期間は、原則1年間とする。ただし、入居者の生活再建の状況により、さらに1年間延長することができる。

(入居者の資格)

第7条 入居対象世帯は、以下のとおりとする。

- 一 住宅が全壊し、又は流出し、居住する住宅がないものであって、自らの資力では住宅を得ることができない世帯。
- 二 原子力事故による避難指示等が出ている地域内で避難しているものであって、自らの資力では住宅を得ることができない世帯。

(入居者の選定)

第8条 入居者の選定は、第7条に定める資格者から、乙が選定基準を設け、公平に行うものとする。

(住宅の管理)

第9条 応急仮設住宅の管理は乙が行う。

(協定の解除)

第10条 全ての入居者が応急仮設住宅から退去したとき、または、甲及び乙の協議が成立したときに、この協定は解除される。

(その他)

第11条 この協定の定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲と乙が協議して定める。

(適用)

第12条 この協定は甲、乙が押印した日から適用する。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年 月 日

甲 福島市杉妻町2版6号
福島県知事 佐藤 雄平 印

乙 〇〇市 町
〇〇市長 〇〇 〇〇 印

福島県応急仮設住宅事務処理要領

平成23年3月28日

福島県土木部建築住宅課

I 総則

本要領は、福島県内の応急仮設住宅の設置に伴う福島県応急仮設住宅実施要綱(以下「実施要綱」という。)を円滑に実施するために必要な事務処理に関する事項を定める。

II 協定

応急仮設住宅の基本協定について、以下のとおり定める。

- (1) 福島県と市町村の基本協定の締結については、市町村が福島県応急仮設住宅に関する基本協定書(市町村用)(以下「協定書」という。)を2通作成し、記名押印したうえ、福島県へ送付する。
- (2) 福島県は、(1)の協定書を確認し、記名押印のうえ、その1通を当該市町村へ返送し、もう1通を保管する。

III 建設

応急仮設住宅の建設について、以下のとおり定める。

- (1) 市町村は、福島県に建設候補用地と要望戸数等を通知する。
- (2) 福島県は、建設候補用地の調査、土地所有者等の協議等を市町村の支援を受けながら行い、建設用地を選定し、応急仮設住宅を建設する。

IV 募集

入居者の募集について、以下のとおり定める。

- (1) 入居者の募集は、原則、市町村が公募により行う。また、福島県は市町村の要請に応じて、関連する事務を支援する。
- (2) 福島県は、市町村が募集する応急仮設住宅の情報発信に関し、県外へ避難した住民にも配慮し、以下の媒体を幅広く活用するよう努める。
- (3) 募集に当たり市町村は、入居条件・応募申請書・誓約書を参考に、適宜様式等を追加し募集を行う。

V 入居者の選定について、以下のとおり定める。

- (1) 入居者は、原則、市町村が世帯人員、家族構成、地域コミュニティ等を勘案し、公平、適正に選定するものとする。また、福島県は市町村の要請に応じて、関連する事務を支援する。

- (2) 入居者は、「応急仮設住宅及び借上げ住宅の入居条件(案)」の対象世帯とする。
- (3) 市町村は、下記世帯を優先的に入居させるよう努めるとともに、市町村の状況等に応じ、適宜優先的入居に関する基準を定めることができる。
 - ア 75歳以上の者がいる世帯
 - イ 重度の障がい等を有する者がいる世帯
 - ウ 妊婦、3歳未満の乳幼児がいる世帯
 - エ 3歳以上15歳未満の児童が3人以上いる世帯

VI 入居

- 入居について、以下のとおり定める。
- (1) 市町村は、入居者が決定した場合、決定した旨を直ちに入居予定者へ通知する。
 - (2) 市町村は、入居予定者に契約書の内容及び使用上の注意事項等を十分に説明し、誓約書等の提出を求める。
 - (3) 市町村は、上記(2)の誓約書等と引き替えに、入居を許可し、引き渡しを行う。
 - (4) 福島県は入居予定者への通知を市町村が送付する際に、入居者が県外にいるなど通知困難である場合はⅢ-(2)を準用するなど、市町村の要請に応じて関連する事務の支援を行う。

VII 家賃等

- 家賃等について、以下のとおり定める。
- (1) 家賃(駐車場1台分含む)に関しては、無料とする。
 - (2) 光熱水費、共益費、自治会費、修繕費に関しては、入居者負担とする。
 - (3) 損害賠償保険料は、福島県が全額負担する。

VIII 管理

- 管理に関しては、以下のとおり定める。
- (1) 市町村は、応急仮設住宅の管理を行う。

IX 退去

- 退去に関しては、以下のとおり定める。
- (1) 市町村は、退去者に対して、使用終了届を提出させる。
 - (2) 市町村は、入居者が退去する場合には、私物や不要物等を撤去し、入居時と同じ状態にさせる。

X その他

- (1) 市町村長は、入居者が入居期間の延長を申請する場合は、使用期間延長申請書を提出させる。

第2節 災害救助法適用通知

2.1 災害救助法関連通知

応急仮設住宅の供与は、災害救助法第二十三条第1項第一号で規定されている救助の種類の一つであり、災害救助法施行令第九条に基づく平成12年3月31日付け厚生省告示第144号等により程度、方法および期間が定められており、災害のため住家が全焼、全壊または流失したなど、住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保できない方に対して2年間を限度に、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図るものである。また、今回の震災では、長期間に渡って家に帰ることが難しいと見込まれる方についても対象としている。なお、告示第144号において「応急仮設住宅の設置に代えて賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これに収容することもできること。」とされており、建設されるプレハブ仮設住宅だけではなく、民間賃貸住宅を借上げて応急仮設住宅として提供することも規定されている。

国は応急仮設住宅の供与に関して、次のとおり数回にわたって災害救助法の弾力運用を行う旨の通知をした。

3月19日、厚生労働省は応急仮設住宅の供与に関し「地域の実情に応じ、民間賃貸住宅、空き家の借上げにより設置することも差し支えないので留意されたい。」とし、災害救助法の弾力運用により民間賃貸住宅を借上げて応急仮設住宅として供与することを可能とする旨の通知をした(社援総発0319第1号)。

次に、3月25日には、公営住宅等を応急仮設住宅として使用する際の補修費用について国庫負担の対象となる旨の通知を、4月15日には「(前略)応急仮設住宅の更なる供給を促進するため、都道府県の建設計画に支障が生じるなどの弊害がない場合には、応急仮設住宅の建設を市町村に委任することも可能である。(後略)」(社援総発0415第1号)との通知を行った。

さらに4月30日、厚生労働省は被災3県の知事宛に民間賃貸住宅の借上げに関する通知を出した。この通知により、都道府県が民間賃貸住宅を借上げ、現に救助を要する被災者に対して提供した場合、災害救助法の対象となり国庫負担が行われることおよび災害発生以降に被災者名義で契約したのも同様とする旨が示された(東日本大震災に係る応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げの取扱について(社援発0430第1号))

2.2 応急仮設住宅関連運用通知

国が発出した応急仮設住宅に関連する通知の主なものは次のとおり。

- (1) 平成23年度(2011年)東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の弾力運用について(以下「弾力運用通知」)
(H23.3.19 社援総発0319第1号)
 - ①特別基準の運用について
 - ア 応急仮設住宅の供与
供与に当たっては、寒冷地仕様にも配慮すること。また地域の実情に応じ、民貸住宅、空き家の借上げにより設置することも差し支えない。
 - イ 応急仮設住宅の着工期間
着工期間については災害発生の日から20日以内とされているが、被災状況をかんがみ、この期間を超えてもできるだけ早期に着工するのであれば差し支えない。
 - (2) 弾力運用通知(その3)(H23.3.25 社援総発0325第1号)
 - ①被災地でない都道府県が公営住宅等を活用して、災害救助法に基づく避難所又は応急仮設住宅を設置した場合にも、国庫負担の対象となる。民間賃貸住宅、空き家、公営住宅等以外の種類の建物についても、避難所又は応急仮設住宅として活用可能なケースもありうる。
 - ②現在使用されていない公営住宅等について、避難所又は応急仮設住宅として使用する際の補修費用についても、合理的理由が認められる場合は、国庫負担の対象となる。
 - ③公営住宅等を避難所として利用した後、応急仮設住宅に入居することも可能である。
 - (3) 弾力運用通知(その5)(H23.4.4 社援総発0404第1号)
 - ①災害救助法の適用対象について
救助に要した費用は、福島第一原子力発電所周辺区域からの避難者であるか否かに、求償することができる。
 - ②応急仮設住宅について
 - ア 「居住する住家がない」ことについて
住家について直接被害がなくても、市町村長の避難指示等を受けた場合など、長期にわたり自らの住家に居住できない場合には、全壊等により居住する住家を喪失した場合と同等とみなすことができる。
 - イ 「自らの資力をもってしては住宅を確保することができない」ことについて
資力要件については、応急的に必要な救助を行うという制度の趣旨に則って運用することとし、必要と考えられる希望者にはできる限り応急仮設住宅を供与すること。
 - (4) 弾力運用通知(その7)(H23.5.6 社援総発0506第1号)
 - ①応急仮設住宅について
 - ア 応急仮設住宅の早期入居について
 - イ 応急仮設住宅建設用地の造成費及び原状回復経費について
 - (5) 弾力運用通知(その8)(H23.5.30 社援総発0530第2号)
民間賃貸住宅、空き家、公営住宅等を借上げにより応急仮設住宅として供与する場合についても、附帯設備が設置されていない住宅について、その住宅の所有者管理者が新たに設置した場合には、家賃等の中で相当な費用を国庫負担の対象とする。
このような対応が困難な場合には、都道府県が住宅の所有者・管理者に対して当該附帯設備の設置に係る相当な費用を支出した場合も国庫負担の対象となる。
 - (6) 東日本大震災に係る応急仮設住宅について
(H23.4.15 社援総発0415第1号)
 - ①着工期間
早期の着工を依頼
 - ②借地料
今般の震災による被害の甚大さにかんがみ、短期的に用地確保が困難な場合には、土地の借料についても、個別の状況に応じて、通常の借料の範囲内で災害救助法の対象となる。
 - ③広域調整
都道府県の建設計画に支障が生じるなどの弊害がない場合には、応急仮設住宅の建設を市町村に委任することも可能である。また、各県の仕様・規格を公表し、建設及びアフターサービスの条件を提示して、地元建設業者による住宅を活用することも可能である。
 - ④住宅の仕様
 - ア バリアフリー仕様
物理的障壁の除去された(バリアフリー)仕様となるよう配慮すること。
 - イ 福祉型仮設住宅
必要設置戸数を定め、高齢者、障害者等の利用しやすい設備及び構造に配慮して設置すること。
 - ⑤集会施設
応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。
 - ⑥入居決定のあり方
入居決定は、機械的な抽選等により行わないこと。単一世帯ごとではなく、従前地区での数世帯単位での入居方法も検討すること。また、高齢者・障害者等が集中しないよう配慮すること。
 - (7) 東日本大震災に係る応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げの取扱いについて
(H23.4.30 社援発0430第1号)
 - ①現に救助を要する被災者に、県が民間賃貸住宅を借上げて提供した場合に、災害救助法の適用となって同法の国庫負担が行われる。
 - ②県の委任を受けた市町村が借上げて提供した場合も、県借上げの場合と同様とする。
 - ③発災以降に被災者名義で契約したものであっても、その契約時以降、県名義の契約に置き換えた場合は、災害救助法の適用となって国庫負担が行われる。
 - ④民間賃貸住宅借上げの場合の国庫負担対象経費は、敷金、礼金、仲介手数料等の入居に当たっての費用、並びに、月ごとの家賃、共益費及び管理費である。共益

費及び管理費の実費は、月ごとの家賃に加算できる。

- ⑤月ごとの家賃については、岩手・宮城内陸地震の際には一戸当たり月額6万円としたことを参考とされたい。
なお、さらに特別な事情がある場合は、協議されたい。
- (8) 東日本大震災に係る応急仮設住宅等について
(H23.5.18 社援総発0518第1号)
- ①緊急時避難準備区域における民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の供与について
応急仮設住宅(民間賃貸住宅、空き家、公営住宅等の借上げによる場合を含む。)の供与及び応急修理の対象地域決定に当たっては、対象地域決定時点において、警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域以外の地域を応急仮設住宅の供与及び応急修理の対象とする。
- ②公営住宅等に一時入居した避難者の地元の応急仮設住宅への入居について
被災三県について、甚大な被害により、県外など遠方の応急仮設住宅(民間賃貸住宅、空き家、公営住宅等の借上げによる場合を含む。)、公務員宿舎、雇用促進住宅等に一時的に入居されている方々について、避難者の具体的な事情を勘案して、県がやむを得ないと認める場合には、地元の応急仮設住宅への入居を認めることとしても差し支えないものとする。
- (9) 東日本大震災に係る応急仮設住宅について(その2)
(H23.5.24 社援総発0524第2号)
- ①応急仮設住宅の早期入居について
- ②県外避難者の把握について
県外への避難者に対して、応急仮設住宅の募集情報等必要な情報を提供できる体制を構築すること。
- ③民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の家賃について
民間賃貸住宅を借上げて応急仮設住宅として供与する場合の家賃は、次のような点を勘案し、柔軟に対応すること。
- ・実勢賃貸料等の地域の実情
 - ・家族構成員数の多寡
 - ・専用寝室を必要とする要介護者等の有無 など
- (10) 東日本大震災に係る応急仮設住宅について(その3)
(H23.6.21社援総発0621第1号)
- ①応急仮設住宅のバリアフリー化について
簡易スロープや踏み台の設置等のバリアフリー化の補修や応急仮設住宅敷地内通路を砂利敷きから簡易舗装化する場合についても相当な経費が国庫負担の対象となる。
- ②地域の特性に応じた仕様について
地域や入居者の実情の応じた追加的に対応した場合に必要となる相当な経費の増加額についても国庫負担の対象となる。
- (11) 東日本大震災に係る応急仮設住宅について(その4)
(H23.7.15 社援総発0715第2号)
都道府県において、民間賃貸住宅を借上げる場合の

家賃について、「参考金額」はあくまでも参考であり、柔軟な対応を願いたい。

- (12) 東日本大震災に係る雇用促進住宅の応急仮設住宅としての具体的な取扱について(H23.7.15 職発0715第3号)
エアコン等の附帯設備について、雇用促進住宅も県等が借上げた場合には「弾力運用通知(その8)」と同様の取扱となる。
- (13) 東日本大震災に係る応急仮設住宅について(その5)
(H23.8.12 社援総発0812第1号)
- ①空き住戸を活用する際の留意事項について
- ②空き住戸の活用について
- (14) 東日本大震災の発生に伴い建設された応急仮設住宅における暖房器具の設置について
(H23.10.7 社援総発1007第1号)
建設された応急仮設住宅の寒冷地仕様の一つである石油ストーブ等の暖房器具の設置に要する費用については、災害救助法による国庫負担の対象となる。
- (15) 東日本大震災で建設された応急仮設住宅における防火対策等の徹底について
(H23.10.26 社援総発1026第1号)
建設された応急仮設住宅の防火対策を強化するために、次の設備、備品を整備した場合には、これに要する経費については、災害救助法の国庫負担の対象となる。
- ①応急仮設住宅の屋外に設置されている消火器に加えて、各住戸内への消火器の設置
- ②応急仮設住宅の屋外に設置されている消火器について、追加設置や交換の実施
- ③集会所、談話室へのAED(自動体外式除細動器)の設置
- ④各住戸、集会所及び談話室内への非常ベルの設置
- (16) 建設された応急仮設住宅の空き住戸の活用について
(H24.1.23 社援総発0123第1号)
入居希望者が現れるまでの期間に限り、他の自治体からの応援職員、地元自治体等からの要請や委託を受けて活動しているボランティア等の宿泊利用を可能とする。
- (17) 東日本大震災に係る応急仮設住宅の供与期間の延長について(H24.4.17 社援総発0417第1号)
応急仮設住宅の供与期間については、1年間延長する。
なお、民間賃貸住宅等を借上げて供与している応急仮設住宅についても、2年間の供与期間を1年間延長する。
- (18) 東日本大震災により建設した応急仮設住宅における更なる居住環境改善について
(H24.4.17 社援総発0417第2号)
- ①お風呂の追いだし機能の追加について
- ア 給湯器の交換又は追いだし専用機の追加
- イ 温度設定等のリモコン設置
- ウ 必要な配管(給水、給湯・ガス)、配線工事

エ その他必要な附帯設備に係る経費については、国庫負担の対象とする。

②物置の設置について

応急仮設住宅に入居されている方々の共同利用としての物置を設置した場合には、国庫負担の対象とする。

- (19) 建設された応急仮設住宅の集会所等の活用について（H24.11.9 厚労省社会・援護局総務課災害救助・救援対策室発事務連絡）

集会所等については、自習室を始めとする学習支援の場として活用することを可能とする。

- (20) 東日本大震災に係る建設された応急仮設住宅の他用途への活用について（H25.2.28 社援総発0228第1号）

処分制限期間（2年）経過後に他用途へ活用する場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく財産処分の手続きは不要であり、他用途活用後に生じる各種売却収入等については、国庫への納付

は不要である。（2年経過前に他用途へ活用する場合は、財産処分の手続きが必要であり、活用する用途によっては国庫への納付が生じる。）

- (21) 東日本大震災に係る応急仮設住宅の供与期間の延長について（H25.4.5 社援総発0402第1号）

応急仮設住宅の供与期間については、特定行政庁の判断で存続期間の延長を可能とする。

なお、民間賃貸住宅等を借上げて供与している応急仮設住宅についても、災害救助担当主管部局の判断で供与期間の延長を可能とする。

- (22) 東日本大震災により建設された応急仮設住宅の空き住戸の更なる活用について

（H25.11.12 府政防第1100号）

地域コミュニティの再生や離散した家族の再統合など、被災自治体において必要性があると判断した場合は、空き住戸への住み替えを可能とする。

全国各地からの応援職員

○応急仮設住宅建設にあたり、全国から延べ300名余りの応援をいただきました。



朝の打合せの状況



日中は現場に出かけるため、審査や調整を行う職員の方だけが残り、室内は閑散となる